4　固定価格買取制度に係る収支状況

勧　　告	説明図表番号
固定価格買取制度では、電気使用者が支払う賦課金を原資として電気事業者が再生可能エネルギー電気を買い取っている。具体的には、電気使用者が電気事業者に支払った賦課金は、電気事業者から費用負担調整機関（注 1）に納付金として納付された上で、各電気事業者の買取電力量に応じて、費用負担調整機関から電気事業者に交付金（注 2）として交付され、再生可能エネルギー電気を買い取る費用に充てられている（法第 8 条、第 11 条及び第 16 条）。 （注 1）　電気事業者間の費用負担の平準化を目的に、経済産業大臣から全国を通じて一個に限り指定され、経済産業大臣の監督の下、電気事業者間の費用負担を調整する機関（法第 19 条） （注 2）　交付金には、納付金のほか、経済産業大臣が電力多消費事業所として認定した事業所に適用される賦課金の減免措置に係る減免分を補うために政府から支出される国庫補助金が充てられている。 電気使用者が支払う賦課金は、電気使用者が使用した電気量に賦課金単価を乗じて算出されており、賦課金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、当該年度の買取電力量等を見込んで経済産業大臣が定めている（法第 12 条及び第 16 条）。 買取電力量等の見込みと実績とにずれが生じると、納付金の合計額と交付金の合計額とに過不足が生じるが、この過不足額については、賦課金単価算定の際に勘案されることとなっている（法第 12 条第 2 項）。なお、過不足額が精算されるまでの間、交付金の財源が一時的に不足する場合があるが、その場合の資金調達については法に規定されていない。 今回、固定価格買取制度に係る収支状況を調査した結果、以下のような状況がみられた。	表 4-①
(1)　固定価格買取制度に係る収支状況 平成 24 年度から 26 年度における賦課金単価算定の際の買取電力量見込みとその実績を比較してみると、24 年度については、買取電力量見込みが 99 億 kWh であったのに対し、その実績は 55.9 億 kWh（対見込み比 56.5%）となっており、実績が見込みを下回っている。一方、平成 25 年度については、買取電力量見込みが 161.1 億 kWh であったのに対し、その実績は 181.2 億 kWh（対見込み比 112.5%）、26 年度については、買取電力量見込みが 239.1 億 kWh であったのに対し、その実績は 286.0 億 kWh（対見込み比 119.6%）となっており、いずれも実績が見込みを上回っている。 特に、10kW 以上の太陽光発電設備については、平成 25 年度が、買取電力量見込みが 30 億 kWh であったのに対し、その実績は 42.5 億 kWh（対見込み比 141.7%）、26 年度が、買取電力量見込みが 109 億 kWh で	表 4-②

あったのに対し、その実績は 131.8 億 kWh（対見込み比 120.9%）となっており、いずれも実績が見込みを大きく上回っている。	
このように買取電力量の実績が見込みを上回ったことを主な要因として、交付金支出が納付金収入を上回り、交付金の財源に不足が生じている。平成 24 年度には 82 億円の余剰があった交付金の財源は、25 年度には 818 億円不足し、26 年度も 950 億円の不足となっており、累計では 1,686 億円の不足となっている。	表 4-③
(2) 交付金財源の不足に伴う借入状況	
費用負担調整機関は、平成 25 年 11 月以降は納付金収入のみでは交付金を支払えないことが見込まれたことから、同年 10 月に法第 20 条により定めることとされている調整業務規程を改正し、交付金財源が不足する際の経済産業大臣の指示に基づく資金調達に係る規定を加え、同年 11 月以降、経済産業大臣の指示に基づいて金融機関から借入れを行っている。平成 26 年度末の借入残高は約 1,424 億円となっている。	表 4-④
借入れに伴い、平成 27 年 3 月末時点までの累計で、利息が約 5 億 1,519 万円、借入手数料等が約 3 億 4,518 万円発生している。当該利息等の支払には、賦課金を原資とする納付金が充てられている。	表 4-⑤
なお、同機関は、借入れに当たって、金利等資金調達に係る費用が最も低い金融機関を公募入札により選定し、また、金利負担を抑えるため、借換えを行っている。	表 4-⑥
(3) 賦課金単価の算定状況	
賦課金単価を決める大きな要素である買取電力量見込み（kWh）は、設備導入量（再生可能エネルギー電気の買取りが開始される設備容量）の見込み（kW）に一年間の時間数（h）及び設備稼働率を乗じて求められる。	表 4-⑦、⑧
設備導入量について、経済産業省は、平成 24 年度から 26 年度までの賦課金単価算定の際は、各年度とも前年度並みであると見込んでいたが、結果として交付金の財源に不足が生じたことを踏まえ、27 年度の賦課金単価算定の際は、①太陽光発電設備については、過去の設備導入量の伸び等を勘案して見込む方法に、②太陽光発電設備以外の発電設備については、これまでに運転開始した発電設備のうち、おおむね 8 割の発電設備が予定どおりに運転開始していることから、運転開始予定日を基礎として見込む方法に改めている。	
同省は、買取電力量の見込みの算定方法を改めた結果については今後、検証が必要であるとしている。	
買取電力量を誤りなく見込み、交付金財源に過不足が生じないよう	

にすることは事実上困難であり、交付金財源の不足は、賦課金単価算定の際に勘案され、翌々年度までに精算されることから、制度上交付金財源の不足自体が、直ちに電気使用者の負担を増やすことにはならない。しかしながら、現在、交付金財源に不足が生じた場合には金融機関からの借入れにより対応しており、借入れに伴う利息等の支払には納付金が充てられていることから、電気使用者の負担がその分増えている。 【所見】 したがって、経済産業省は、交付金財源の不足による借入金の借入れに伴い発生する利息や借入手数料等による電気使用者の負担の増加を招かないよう、賦課金単価の算定時において設備導入実績やその傾向等を踏まえ買取電力量の見込みをより精緻化するなど、必要な措置を講ずる必要がある。	

表 4-①　固定価格買取制度における納付金、交付金等に関する法令

○　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法　＜抜粋＞

第三章　電気事業者間の費用負担の調整

（交付金の交付）

第８条　第十九条第一項に規定する費用負担調整機関（以下この章において単に「費用負担調整機関」という。）は、各電気事業者が供給する電気の量に占める特定契約に基づき調達する再生可能エネルギー電気の量の割合に係る費用負担の不均衡を調整するため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者（第十四条第一項の規定による督促を受け、同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しない電気事業者を除く。次条、第十条第一項、第十六条及び第十八条において同じ。）に対して、交付金を交付する。

2　前項の交付金（以下単に「交付金」という。）は、第十一条第一項の規定により費用負担調整機関が徴収する納付金及び第十八条の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金をもって充てる。

（交付金の額）

第９条　前条第一項の規定により電気事業者に対して交付される交付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、特定契約ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額の合計額を基礎として経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

一　当該電気事業者が特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に当該特定契約に係る調達価格を乗じて得た額

二　当該電気事業者が特定契約に基づき再生可能エネルギー電気の調達をしなかったとしたならば当該再生可能エネルギー電気の量に相当する量の電気の発電又は調達に要することとなる費用の額として経済産業省令で定める方法により算定した額

（交付金の額の決定、通知等）

第 10 条　費用負担調整機関は、第八条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者に対し交付すべき交付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者に対し交付すべき交付金の額その他必要な事項を通知しなければならない。

2　費用負担調整機関は、交付金の額を算定するため必要があるときは、電気事業者に対し、資料の提出を求めることができる。

（納付金の徴収及び納付義務）

第 11 条　費用負担調整機関は、第十九条第二項に規定する業務に要する費用及び当該業務に関する事務の処理に要する費用（次条第二項において「事務費」という。）に充てるため、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、納付金を徴収する。

2　電気事業者は、前項の納付金（以下単に「納付金」という。）を納付する義務を負う。

（納付金の額）

第 12 条　前条第一項の規定により電気事業者から徴収する納付金の額は、同項の経済産業省令で定める期間ごとに、当該電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量（キロ

ワット時で表した量をいう。次項及び第十六条第二項において同じ。）に当該期間の属する年度における納付金単価を乗じて得た額を基礎とし、第十七条第一項の規定による認定を受けた事業所に係る電気の使用者に対し支払を請求することができる第十六条の賦課金の額を勘案して経済産業省令で定める方法により算定した額とする。

2　前項の納付金単価は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業大臣が、当該年度において全ての電気事業者に交付される交付金の見込額の合計額に当該年度における事務費の見込額を加えて得た額を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の一キロワット時当たりの額を基礎とし、前々年度における全ての電気事業者に係る交付金の合計額と納付金の合計額との過不足額その他の事情を勘案して定めるものとする。

3・4　（略）

（納付金の額の決定、通知等）

第 13 条　費用負担調整機関は、第十一条第一項の経済産業省令で定める期間ごとに、各電気事業者が納付すべき納付金の額を決定し、当該各電気事業者に対し、その者が納付すべき納付金の額及び納付期限その他必要な事項を通知しなければならない。

第 14 条・第 15 条　（略）

（賦課金の請求）

第 16 条　電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる。

2　前項の規定により電気の使用者に対し支払を請求することができる賦課金の額は、当該電気事業者が当該電気の使用者に供給した電気の量に当該電気の供給をした年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額とする。

（賦課金に係る特例）

第 17 条　経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、当該事業の電気の使用に係る原単位（売上高千円当たりの電気の使用量（キロワット時で表した量をいい、電気事業者から供給を受けた電気の使用量に限る。以下この条及び第四十条第二項において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）が、当該事業が製造業に属するものである場合にあっては製造業に係る電気の使用に係る原単位の平均の八倍を超える事業を行う者からの、当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあっては製造業以外の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数を超える事業を行う者からの申請により、年間の当該事業に係る電気の使用量が政令で定める量を超える事業所について、前条の賦課金の負担が当該事業者の事業活動の継続に与える影響に特に配慮する必要がある事業所として認定するものとする。

2　（略）

3　前条第二項の規定にかかわらず、第一項の規定による認定に係る年度において、同条第一項の規定により第一項の規定による認定を受けた事業所に係る支払を請求することができる賦課金の額は、同条第二項の規定により算定された額から、当該事業の電気の

使用に係る原単位に応じて、当該額に百分の八十を下らない政令で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

4～6　（略）

（予算上の措置）

第 18 条　政府は、第八条第一項の規定により費用負担調整機関が電気事業者に対し交付金を交付するために必要となる費用の財源に充てるため、必要な予算上の措置を講ずるものとする。

第四章　費用負担調整機関

（費用負担調整機関の指定等）

第 19 条　経済産業大臣は、一般社団法人、一般財団法人その他政令で定める法人であって、次項に規定する業務（以下「調整業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、費用負担調整機関（以下「調整機関」という。）として指定することができる。

一～五　（略）

2　調整機関は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　電気事業者から納付金を徴収し、その管理を行うこと。

二　電気事業者に対し交付金を交付すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3～5　（略）

（調整業務規程）

第 20 条　調整機関は、調整業務の開始前に、その実施方法その他の経済産業省令で定める事項について調整業務規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2・3　（略）

（事業計画等）

第 21 条　調整機関は、毎事業年度、経済産業省令で定めるところにより、調整業務に関し事業計画書及び収支予算書を作成し、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2　調整機関は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その事業計画書及び収支予算書を公表しなければならない。

3　調整機関は、経済産業省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、調整業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、経済産業大臣に提出するとともに、これを公表しなければならない。

（注）下線は、当省が付した。

表4-②　賦課金単価算定の際の買取電力量見込みと実績

（単位：億kWh、%）

年度	区分	発電設備区分別の買取電力量							
		太陽光（10kW未満）	太陽光（10kW以上）	太陽光計	風力	水力	地熱	バイオマス	合計
平成24	見込み	21	4	25	38	8	0	28	99
	実績	23.2	1.9	25.1	27.4	1.2	0	2.2	55.9
	実績／見込み	110.5	47.5	100.4	72.1	15.0		7.9	56.5
25	見込み	41	30	71	44	9	0.1	37	161.1
	実績	48.6	42.5	91.1	49	9.4	0	31.7	181.2
	実績／見込み	118.5	141.7	128.3	111.4	104.4	0.0	85.7	112.5
26	見込み	46	109	155	41	11	0.1	32	239.1
	実績	57.8	131.8	189.6	49.2	10.7	0	36.4	286.0
	実績／見込み	125.7	120.9	122.3	120.0	97.3	0.0	113.8	119.6
27	見込み	55	271	326	56	14	0.8	76	472.8

（注）1　経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
　　2　四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

（参考）　賦課金単価算定の際の買取見込額と実績

（単位：億円、%）

年度	区分	発電設備区分別の買取額							
		太陽光（10kW未満）	太陽光（10kW以上）	太陽光計	風力	水力	地熱	バイオマス	合計
平成24	見込み	940	173	1,113	773	196	0	418	2,500
	実績	1,049	75	1,124	586	30	1	41	1,782
	実績／見込み	111.6	43.4	101.0	75.8	15.3		9.8	71.3
25	見込み	1,808	1,208	3,016	940	220	4	620	4,800
	実績	2,148	1,769	3,917	1,046	238	2	588	5,791
	実績／見込み	118.8	146.4	129.9	111.3	108.2	50.0	94.8	120.6
26	見込み	2,018	4,565	6,583	898	275	4	590	8,350
	実績	2,486	5,486	7,972	1,087	282	3	743	10,087
	実績／見込み	123.2	120.2	121.1	121.0	102.5	75.0	125.9	120.8
27	見込み	2,341	10,722	13,063	1,243	381	32	1,985	16,706

（注）1　経済産業省の資料に基づき当省が作成した。
　　2　四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。

表 4-③　納付金収入と交付金支出の差額

（単位：億円）

区　分	平成24年度	25年度	26年度
納付金収入の実績（a） （賦課金単価×販売電力量実績）	1,302	3,190	6,360
交付金支出の実績（b） （買取費用実績－回避可能費用実績＋事業税相当額）	1,220	4,008	7,310
差額（a－b）	82	▲ 818	▲ 950
差額累計	82	▲ 736	▲ 1,686

（注）経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表 4-④　調整業務規程（平成 24 年 6 月 27 日経済産業大臣認可、25 年 10 月 31 日一部改正認可）＜抜粋＞

（交付金交付財源が不足する際の対応）

第 18 条の 2　機構は､交付金を交付するために必要な財源に不足が生じるおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣にその旨を報告し、経済産業大臣からの指示を受けるものとする。

2　機構は、前項の指示に従い不足財源について資金調達を行う場合は、資金調達先となる金融機関を公正な、かつ競争性のある方法を用いて選定することにより、金利その他の資金調達に係る費用が最小となるよう努めるものとする。

3　機構は、前項の資金調達について、金融機関との調整が不調となるおそれのある場合には、速やかに経済産業大臣にその事実を報告し、新たな指示を受けるものとする。

4　第２項の資金調達に係る債務（金利その他の資金調達に係る費用に係るものを含む。）の返済は、再生可能エネルギー特別措置法第 12 条第２項の規定の趣旨にかんがみ、当該債務が発生した翌々年度までの納付金をもって充てるものとする。

（注）下線は、当省が付した。

表 4-⑤　交付金の財源不足に伴う借入額等

（単位：千円）

区　分	平成 25 年度	26 年度	支払利息額等累計
借入額（a）	135,501,046	1,073,355,264	
返済額（b）	97,331,704	969,143,459	
借入残高（a－b）	38,169,342	104,211,805	
支払利息額	79,049	436,138	515,187
借入手数料等	341,325	3,860	345,184

（注）1　費用負担調整機関の収支決算書に基づき当省が作成した。
2　「借入手数料等」には、ローン組成時の印紙代等を含む。
3　「借入手数料等」の各年度の合計は、四捨五入の関係で「借入手数料等」に係る「支払利息額等累計」と一致しない。

表 4-⑥　費用負担調整機関における借入れの実施状況

交付金交付日	借入日	金融機関の選定状況等
平成 25 年 11 月 8 日	平成 25 年 11 月 7 日	・金融機関を公募 ・応募のあった 1 社を借入先に決定
25 年 12 月 10 日	25 年 12 月 9 日	・金融機関を公募 ・応募のあった 1 社を借入先に決定
26 年 1 月 10 日	26 年 1 月 9 日	・金融機関を公募 ・応募のあった 1 社を借入先に決定
26 年 2 月から 7 月までの交付日	交付金交付日前日まで	・資金調達の企画提案を募集。2 社が提案 ・調達予定金額の融資が可能であることの確認が取れた 1 社を選定。その後、当該金融機関と交渉し、平成 26 年 3 月からはより低い利率で契約
26 年 7 月から 27 年 7 月までの交付日	交付金交付日前日まで	・資金調達の企画提案を募集。3 社が提案 ・金利その他の借入れに係る費用が最小の提案をした 1 社を選定
27 年 3 月から 7 月	27 年 3 月 2 日	・資金調達の企画提案を募集（金利負担圧縮のための企画提案を募り、一部借換えを実施）。3 社が提案 ・金利その他の借入れに係る費用が最小の提案をした 1 社を選定

（注）当省の調査結果による。

表 4-⑦　賦課金単価の算定方法

$$\boxed{賦課金単価}（円/kWh）=\frac{①\boxed{買取費用見込額}（円）-②\boxed{回避可能費用見込額}（円）+③\boxed{費用負担調整事務費見込額}（円）}{④\boxed{販売電力量見込み}（kWh）}$$

（注）1「買取費用見込額」には、過年度の納付金の合計額と交付金の合計額の過不足額見込みを含む。
　　　2「回避可能費用」とは、電気事業者が再生可能エネルギー電気を買い取ることにより支出を免れたであろう発電費用である。

①買取費用見込額
買取電力量見込み（kWh）に、経済産業省に置かれる調達価格等算定委員会の意見を尊重して経済産業大臣が定めた発電設備の区分、設置の形態及び規模別の「買取価格」（円/kWh）を乗じて算定される。

②回避可能費用見込額
買取電力量見込み（kWh）に、経済産業省に置かれる総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会新エネルギー小委員会買取制度運用ワーキンググループでの議論を踏まえるなどして経済産業大臣が定めた「回避可能費用単価」（円/kWh）を乗じて算定される。

③費用負担調整事務費見込額
費用負担調整機関が経済産業大臣の認可を受けた予算書の事務費

④販売電力量見込み
前年の「販売電力量実績」（kWh）を基に算定される。

（参考）平成 27 年度賦課金単価 1.58 円/kWh の算定方法

$$\boxed{1.58}（円/kWh）=\frac{①\boxed{1 兆 8,370}（億円）-②\boxed{5,148}（億円）+③\boxed{2.7}（億円）}{④\boxed{8,366 億}（kWh）}$$

（注）①の買取費用見込額 1 兆 8,370 億円は、平成 27 年度の買取費用見込額 1 兆 6,706 億円に過年度の不足額見込み 1,664 億円を加えている。

（注）経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

表4-⑧　各年度の賦課金単価の算定方法

区分	平成24年度	25年度	26年度	27年度
買取費用見込額	【買取電力量見込み（kWh）×買取価格（円/kWh）】 ・買取電力量見込み：設備導入量（再生可能エネルギー電気の買取りが開始される設備容量）の見込み（kW）に1年間の時間数（h）及び設備稼働率を乗じて算定。 設備導入量については、前年度と同程度と想定（業界ヒアリング等も勘案）。 設備稼働率については、買取価格の算定に用いられた設備稼働率を使用。 ・買取価格：調達価格等算定委員会の意見を尊重して経済産業大臣が決定した価格。	【同左】 ・買取電力量見込み：同左 ・買取価格：同左	【同左】 ・買取電力量見込み：同左 ・買取価格：同左	【同左】 ・買取電力量見込み：平成27年度の新規導入量を以下のとおり想定して算定。 ①非住宅用太陽光発電設備（10kW以上）については、平成25年度から26年度にかけての増加分(約280万kW)と同様の増加が26年度から27年度にかけてもあると仮定し、年間約1,130万kW導入されると想定（26年度見込み850万kW＋280万kW）。また、非住宅用太陽光発電設備は、天候により稼動率が変動した場合の影響が大きいため、買取価格の算定に用いられた設備稼働率（14%）よりも高い設備稼働率（14.5%）を使用。 住宅用太陽光発電設備(10kW未満)については、前年度の導入量等を基に設定（年間120万kW）。設備稼働率は、買取価格の算定に用いられた設備稼働率を使用。 ②太陽光発電以外の電源については、電源種別ごとに、設備認定申請時点における運転開始予定日を基礎に算定。設備稼働率は、買取価格の算定に用いられた設備稼働率を使用 ・買取価格：同左
回避可能費用見込額	【買取電力量見込み（kWh）×回避可能費用単価（円/kWh）】 ・回避可能費用単価：電気事業者が再生可能エネルギー電気を買取ることにより支出を免れた燃料費などの変動費（１kWh当たり）として、平成23年度時点の各電力会社の平均値(約6円/kWh)を使用。	【同左】 ・回避可能費用単価：各電気事業者の前年度2月の燃料費調整単価を考慮した回避可能費用単価の加重平均を使用。	【同左】 ・回避可能費用単価：同左 ただし、買取制度運用ワーキンググループでの回避可能費用単価の見直しの議論を踏まえ、平成26年度に認定見込みの設備に対しては見直し後の単価の見込みを適用。	【同左】 ・回避可能費用単価：各電気事業者の前年度3月の燃料費調整単価を考慮した回避可能費用単価の加重平均を使用。
費用負担調整機関事務費見込額	・費用負担調整機関が経済産業大臣の認可を受けた予算額	同左	同左	同左
販売電力量見込み	・平成23年度（8月から3月）の需要電力量を使用。	・平成24年（1月から12月）の需要電力量の実績を使用。	・平成25年（1月から12月）の需要電力量の実績を使用。	・平成24年以降、毎年2%ずつ減少している傾向を踏まえ、26年実績の2%減（8,366億kWh）と見込んで算出。

（注）経済産業省の資料に基づき当省が作成した。

（参考）　賦課金単価の算定状況

年度	区分	買取額（億円）		買取電力量（億kWh）	過不足額（億円）	回避可能費用（億円）	費用負担調整機関事務費（億円）	販売電力量（億kWh）	賦課金単価（円/kWh）
平成24	見込み a	太陽光（10kW未満）	940	21	0.0	1,200	1.7	6,000	0.22
		太陽光（10kW以上）	173	4					
		風力	773	38					
		中小水力	196	8					
		地熱	0	0					
		バイオマス	418	28					
		合計	2,500	99					
	実績 b	太陽光（10kW未満）	1,049	23.2	—	552	1.1	5,954	
		太陽光（10kW以上）	75	1.9					
		風力	586	27.4					
		中小水力	30	1.2					
		地熱	1	0					
		バイオマス	41	2.2					
		合計	1,782	55.9					
	実績（b）／見込み（a）（%）		71.3	56.5		46.0	64.7	99.2	
25	見込み c	太陽光（10kW未満）	1,808	41	0.0	1,670	2.5	8,890	0.35
		太陽光（10kW以上）	1,208	30					
		風力	940	44					
		中小水力	220	9					
		地熱	4	0.1					
		バイオマス	620	37					
		合計	4,800	161.1					
	実績 d	太陽光（10kW未満）	2,148	48.6	—	1,884	2.3	8,708	
		太陽光（10kW以上）	1,769	42.5					
		風力	1,046	49					
		中小水力	238	9.4					
		地熱	2	0					
		バイオマス	588	31.7					
		合計	5,791	181.2					
	実績（d）／見込み（c）（%）		120.6	112.5		112.8	92.0	98.0	
26	見込み e	太陽光（10kW未満）	2,018	46	650.0	2,480	2.7	8,670	0.75
		太陽光（10kW以上）	4,565	109					
		風力	898	41					
		中小水力	275	11					
		地熱	4	0.1					
		バイオマス	590	32					
		合計	8,350	239.1					
	実績 f	太陽光（10kW未満）	2,486	57.8	—	2,750	2.1	8,509	
		太陽光（10kW以上）	5,486	131.8					
		風力	1,087	49.2					
		中小水力	282	10.7					
		地熱	3	0					
		バイオマス	743	36.4					
		合計	10,087	286					
	実績（f）／見込み（e）（%）		120.8	119.6		110.9	77.8	98.1	
27	見込み	太陽光（10kW未満）	2,341	55	1,664.0	5,148	2.7	8,366	1.58
		太陽光（10kW以上）	10,722	271					
		風力	1,243	56					
		中小水力	381	14					
		地熱	32	0.8					
		バイオマス	1,985	76					
		合計	16,706	472.8					

（注）1　経済産業省の資料に基づき当省が作成した。四捨五入の関係で内訳の計と合計が一致しない場合がある。
2　平成25年度から賦課金単価の適用期間が変更（5月の電気料金から4月の電気料金まで）されたため、平成25年4月分の賦課金見込みが平成25年度賦課金単価の算定に反映されるよう、便宜的に25年度の「回避可能費用」欄の「見込み」欄に平成25年4月分の賦課金見込みが計上されている。同様に、平成25年4月分の賦課金実績は、25年度の「回避可能費用」欄の「実績」欄に計上されている。
3　平成27年度の「太陽光（10kW未満）」の買取額の見込みには、事業税相当額が便宜的に計上されている。